

令和元年度 あま市納税等カレンダー

	月	納期限(振替日)	税務課			保険医療課		高齢福祉課
			市県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
令和元年	4月	5月7日(火) ※4月30日が休日のため				第1期	第1期	第1期
	5月	5月31日(金)		第1期	全期			
	6月	7月1日(月) ※6月30日が日曜日のため	第1期			第2期	第2期	第2期
	7月	7月31日(水)		第2期				
	8月	9月2日(月) ※8月31日が土曜日のため	第2期			第3期	第3期	第3期
	9月	9月30日(月)						
	10月	10月31日(木)	第3期			第4期	第4期	第4期
	11月	12月2日(月) ※11月30日が土曜日のため						
令和2年	12月	12月25日(水)		第3期		第5期	第5期	第5期
	1月	1月31日(金)	第4期					
	2月	3月2日(月) ※2月29日が土曜日のため		第4期		第6期	第6期	第6期
	3月	3月31日(火)	随期	随期		随期	随期	随期

☆納付書などが納期限前までにお手元に届かない場合は、各担当部署へご連絡ください。

☆市税等のお支払いは、口座振替が便利です。

問合せ 税務課 ☎444・0509

保険医療課 ☎444・3168

高齢福祉課 ☎444・3141

「あま市空家等の適切な管理に関する条例(案)」に対するご意見を募集します

市では、安全で安心して暮らすことのできる生活環境の保全を図るため、「あま市空家等の適切な管理に関する条例」の策定作業を進めています。このたび、条例案がまとまりましたので、その内容について広く市民の皆様からのご意見を募集します。

意見の募集期間 5月8日(水)～6月7日(金)

閲覧場所 都市計画課(本庁舎)、七宝・甚目寺市民サービスセンター(土・日曜を除く)、市公式ウェブサイト

意見を提出できる方 市内に住所、または事務所もしくは事業所を有する個人及び法人その他の団体、パブリックコメント手続きにかかる施策に利害関係を有する方

意見の提出方法 件名(「あま市空家等の適切な管理に関する条例(案)」についての意見)、住所、氏名、電話番号、ご意見(※)を明記し、郵送、FAX、メールで提出いただくか、都市計画課、または七宝・甚目寺市民サービスセンターにご提出ください。

※様式は閲覧場所及び市公式ウェブサイトに用意していますが、任意様式でも可能です。

意見の取り扱い 提出いただいたご意見は、後日、市公式ウェブサイト等で公表します(ご意見などの内容以外は公表しません)。

なお、ご意見などに関して、個別の回答はいたしません。

提出・問合せ先 〒490-1292 あま市木田戊亥18番地1

あま市役所 都市計画課

☎441・7112 FAX441・8387 ✉toshi@city.ama.lg.jp

